

駐車場管理規程

(旭川空港駐車場)

北海道エアポート株式会社

1. 名称 旭川空港駐車場
所在地 北海道上川郡東神楽町東2線16号98番
2. 駐車場管理者
 - (1) 所在地 北海道千歳市美々987番地22
 - (2) 名称 北海道エアポート株式会社
 - (3) 代表者 代表取締役社長 蒲生 猛

(趣旨)

第1条 旭川空港駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(営業)

第2条 駐車場の営業に関する事項は、この規程に定めるところによる。

2 この規程は、駐車場に掲示して駐車場利用者（同乗者を含む。以下「利用者」という。）の用に供する。

(規程の遵守)

第3条 利用者は、この管理規程を遵守しなければならない。

(営業時間)

第4条 駐車場の営業時間は、毎日午前7時00分から午後9時30分までとする。

(営業休止)

第5条 駐車場の営業は、次の各号の1に該当する場合には、全部又は一部の営業を休止することができる。

- (1) 天災、地変による災害、火災、爆発、施設又は器物の損壊、その他これに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき
- (2) 保安上営業の継続が適当でないとき
- (3) 工事、清掃、消毒その他管理上必要な措置をとるとき
- (4) 所官庁より営業休止を命じられたとき
- (5) その他やむを得ない事由があるとき

(駐車車両の種類)

第6条 駐車場を利用できる車両（以下「車両」という。）は、道路交通法第2条第19号の自動車（中型自動車、大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）及び第10号の原動機付自転車、マイクロバスとする。

(駐車料金)

第7条 駐車料金の種類、金額は、別表1に掲げる額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

(入場及び駐車位置)

第8条 利用者は、入場する際に駐車場入口において駐車券を受け取り、駐車券は出場するまで携帯しなければならない。

- 2 利用者は、入場後駐車枠内又は管理者の指示した場所に駐車しなければならない。
- 3 管理者は、警備又は安全管理上必要な場合は、駐車位置を変更することがある。

(駐車拒否)

第9条 管理者は、駐車場が満車であるとき駐車受付を停止するほか、次の各号の1に該当する場合は、車を拒否し、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設若しくは器物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (2) 他の車両及びその積載物若しくはその取付物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (3) 車両が引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは積載物から液汁をだしているもの、又は積載物をこぼすおそれのあるもの
- (5) その他駐車場の管理上支障があると認めるとき

(駐車場内の通行)

第10条 利用者は、駐車場内の車両通行について、道路交通関係法令の定めに基づき、ほか次の各号を守らなければならない。

- (1) 駐車場内では、徐行運転をすること
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (5) 標識の表示又は管理者の指示に従うこと。

(禁止事項)

第11条 利用者及びその関係者は、駐車場で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物等をき損し、又は汚損すること
- (2) 所定の場所以外での喫煙又は火気を使用すること
- (3) たばこの吸いながら、紙くず、空きかん等その他不潔な物を捨てること
- (4) 他の車両の通行及び駐車を妨げること
- (5) 他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売、ビラ等の配布、車両受渡等の営業行為及びこれらに類する行為をすること
- (6) 駐車場内及び車両内で宿泊すること。
- (7) その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること

(交通事故等の届出)

第12条 利用者は、次の場合にはその旨を直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 駐車場において交通事故を引き起こしたとき

(2) 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その積載物若しくはその取付物を滅失、き損又は汚損したとき

(3) 駐車場内の車両、その車両の積載物若しくは取付物に異常を発見したとき

(出場)

第13条 利用者は、出場の際駐車場出口の料金所に駐車券を返納し、所定の駐車料金を支払わなければならない。

(出場拒否)

第14条 管理者は、次の各号に該当する場合は、駐車した車両の出場を拒否することがある。

(1) 利用者が正当の理由がなく駐車券を返納しないとき

(2) 利用者が駐車料金の支払いをしないとき

(駐車券を紛失した場合の手続き)

第15条 利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに所定の届出書に入場日時その他必要な事項を記入して、管理者に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出するときは、届出事項を証明する運転免許証その他証拠書類を管理者に提示しなければならない。

(駐車期間)

第16条 利用者は、連続して14日以上駐車することはできない。ただし、利用者が書面をもって届け出た場合は、この限りでない。

(保管責任)

第17条 管理者は、利用者が駐車券を受取り入場したときから出場するときまで車両の保管責任を負うものとする。

(管理者の損害賠償)

第18条 管理者は、この駐車場に駐車中の車両の保管にあたり、善良な管理者としての注意を怠った場合を除いて、その車両の滅失又は損傷については損害賠償の責を負わない。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第19条 管理者は、駐車場に駐車する車両内に残置した貴重品その他積載物又は取付物に関する損害について一切損害を賠償しない。

(営業休止等による免責)

第20条 管理者は、第5条の規定による営業休止によって生じた損害について、一切損害を賠償しない。

(利用者の損害賠償)

第21条 利用者及びその関係者は、故意又は過失によりこの駐車場の諸設備又は他の駐車中の車両等に損害を与えたときは、遅滞なくその損害を管理者又は他の被害者に賠償しなければならない。

(引取りの請求)

第22条 第16条ただし書きに該当する利用者を除き、第16条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において、管理者は利用者に対して通知、又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、当該車両の自動車検査証に記載された所有者及び使用者（以下「所有者等」という。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責めを負わない。

(車両の調査)

第23条 管理者は、前条第1項及び第2項に規定される場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第24条 管理者は、第25条第1項及び第2項に規定される場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第25条 管理者は、利用者又は所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者又は所有者等に対して通知又は駐車場において掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、催告期限から3カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場に掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項に規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対して支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

(この規程に定めのない事項)

第26条 この規程に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(附則)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

別紙1 (第7条関連) 駐車料金 (上限額)

(消費税含)		
	時 間	料 金
普通車料金	入場から1時間まで	無料
	以降1時間毎	100円
	日帰り駐車	最大 500円
	泊車駐車	一泊 500円
自動二輪車割引	普通車料金の50%	
障がい者割引	普通車料金の50%	
回数券料金	100円回数券11枚綴	1,000円
	500円回数券12枚綴	5,000円